

令和7年4月18日

保護者の皆様

大津市教育委員会事務局
学校教育課長
大津市立富士見小学校
校長 田上 祐二

「滋賀・体験の日」について

清和の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和7年度は「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」が開催されます。

「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」は、いずれも、滋賀の子どもたちにとって得難い貴重な学びの場となると考えられることから、県立学校では、子どもたちがより参加しやすくなるよう、「滋賀・体験の日」を設けられました。

このことから、大津市教育委員会としてもその趣旨を鑑み、大津市立小・中学校においても児童生徒に対して同様の対応をいたします。

つきましては、取得可能期間、申請の方法、「滋賀・体験の日」を取得できない日（期間）を下記のとおり定めましたので、本校のホームページに掲載しております「滋賀・体験の日」チラシ（大津市教育委員会作成）」とあわせてご確認くださいませようお願いします。

1 取得可能期間

令和7年4月14日（月）以降 「大阪・関西万博」、「国スポ」、「障スポ」に参加する場合について、1日単位で年間最大3日まで取得可能です。

2 申請の方法

本校所定の用紙により、取得予定日の1週間前までに申請してください。保護者署名（自署）が必要です。※申請書は本校ホームページに掲載されています。印刷してご利用ください。

3 本校の「滋賀・体験の日」を取得できない日（期間）

- ・式典（始業式、終業式）
- ・学校行事等（校外学習、音楽会、運動会、修学旅行（事前指導含む）、懇談会 等）
- ・テスト関係
- ・保健関係 各種検診

4 その他

- ・保護者等との参加を条件とし、「滋賀・体験の日」を取得した場合は、「出席停止・忌引き等」の扱いとします。また、「滋賀・体験の日」取得中の安全管理等については、児童生徒および保護者等の責任の下で行ってください。
- ・「滋賀・体験の日」を取得した場合、受けられなくなる授業の内容については、児童生徒が自学自習で対応するものとし、補習などは行いません。
- ・給食については、病気等での欠席と同じ対応となります。